

くらしの安心情報

情報ファイル NO.51

平成 20 年 11 月 10 日

以前、夫が友の会に積立をしていた宝飾店が経営破綻したと報道された。掛け金はどうなるの？

被害内容

【相談者 60代女性】

夫が、宝飾店の友の会に、月3,000円を36回コースで掛けていた。掛け終わった後、使用せずそのままになっている。今回の宝飾店の経営破綻により掛け金はどうなるのでしょうか。全く戻らないのか不安です。

対処方法

- ・ これは、前払式特定取引と呼ばれるものです。
- ・ 代金前払い方式で、商品売買の取次ぎを行う取引(デパートの「友の会」等)や、指定役務の提供又は取次ぎを行う取引(「冠婚葬祭互助会」)があります。
- ・ これらの事業は、割賦販売法により経済産業省の許可事業となっており、また、会員から受領した前受金の2分の1については保全措置を講ずることが義務づけられています。
- ・ 相談者には、今後、法律に定める還付手続きがとられること、経済産業省から案内があり、保全されている前受金が各会員に配分されることになることを助言しました。
- ・ 加入にあたっては、積立預金とは違うので、システムの特徴やリスク(商品券紛失、中途解約等)の説明を十分に受けましょう。

一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。

あーあ、楽しみにしてたのに～



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)